

令和5年3月31日及び4月4日にいただいた質問書について、回答します。

第1 回答にあたって

本市は、貴社の過去の報道において、「事実と異なる内容があった」との認識から、本市ホームページ上で“補足説明”を行った経過がありますが、これは市民の知る権利に適切に応えるため、個人情報保護などにも配慮しつつ、公開可能な範囲で必要な説明を行ったものです。

その際に本市がホームページ上で行った“補足説明”は、①当該元教諭による空調設置要望活動は府教委が行った処分の理由にはなっていないこと、②同校で熱中症対策を適切に実施していることを明らかにして当該元教諭の主張が当たらないこと、について明示することを目的としたものでした。

本件について、貴社からは過日4月6日付けで「事実と異なるというのは食い違いがあり、弊社としては適切な取材に基づいて放送をした」との見解をお示しいただきました。しかしながら、本件取材時、本市からは、(a)府教委による処分はまだ発表されていない、(b)府教委の発表を受けて取材を尽くされたい、との申し入れを●●記者に対して行いましたが、貴社はこれに応じることなく、府教委の発表前に当該元教諭に対する取材に基づき本件報道を行われました。その結果、本市が先のような補足説明をする事態に至ったということは、明確に指摘しておきます。

さて、今回の質問書には、「取材の打診に対して明確にお答えいただけていない状況となった場合に、弊社の報道内容に対し意見を申し述べるのはお控えください」との申し添えがあったことから、その意図をお尋ねしたところ、「放送の「後」に意見を述べるのであれば、放送「前」の取材依頼に対しお答えいただくのが先にあるはず」との見解をお示しいただきました。

言うまでもなく、自治体が公にできる情報の範囲は、個人情報の関係やその時々状況（報道等により既に公になった後かどうか、当事者が公にしているかどうかなど）に応じて異なります。また、裁判手続きの中だからこそ公にすることが可能な情報もあります。

したがって、ご指摘のように、報道機関の取材に対し自治体として可能な限りの回答を用意するよう努めることは当然ですが、取材を受けた時点での本市の対応を以って、その後の本市による言論を制限されようとするに、正当な理由はありません。

なお、繰り返しとなりますが、当該元教諭に対する府教委の処分と当該元教諭の空調設置要望活動に関連はないにも関わらずこれらを結びつけることを意図した報道や、空調のある代替教室の使用等の熱中症対策を実施しているにも関わらず本市が一切の対策を怠っているかのような報道は、「市民、視聴者に誤認を与えるおそれがある報道」であるというのが本市の立場であることを改めて申し添えます。

貴社の報道内容が客観、公平なものとなるよう、一方当事者の主張に偏ることなく、裁判手続き等に対する取材も終えられた後、報道内容を決定されることを期待します。

第2 質問への回答

1 市立小中学校 空調整備事業について

(1) 市の予算を踏まえた質問

①平成23年度から27年度は空調整備事業の予算化がされていないのはなぜでしょうか。

→この時期には、国からの要請等を踏まえ校舎等の耐震化を優先的に行ってきました。なお、高槻市は、府内他自治体に先駆け、早い段階（平成16年度）で、全市立小中学校の普通教室、支援学級、職員室等への空調設備設置を完了しています。

②平成30年度の補正予算（平成30年9月6日議会提出分）で、空調整備事業として小学校分が1億2000万円、中学校分が8500万円予算化されていますが、どの学校のどの教室に新設する、あるいは既存のエアコンの更新など、予算化に至った経緯・詳細を教えてください。

→国において、時限的に創設された空調の設置に対応する臨時特例交付金を活用して、未設置の特別教室のうち、稼働率が高く、火気を使用する理科室への空調設備設置を全市立小中学校において実施するための予算です。

③令和4年度から令和18年度までの債務負担行為として、空調整備事業に小中学校合わせて35億円が計上されています。この債務負担行為が設定された経緯と、その詳細を教えてください。

→本事業は、設置後15年以上が経過した約1200室の空調設備の更新と、未設置の特別教室約200室（小学校は図工室、家庭科室、ランチルーム。中学校は美術室、技術室、調理室、被服室。）の新設を行い、併せて設置後13年間の維持管理を一体的に行う事業として計画したものです。令和4年度から令和5年度における各学校に空調設備を更新・新設するための設計施工業務に加えて、令和6年度から令和18年度における当該空調設備の維持管理業務も含んだ予算として債務負担行為を設定しました。

④自治体予算は単年度で完結するのが原則であるため、令和4年度に債務負担行為の対象事業で支出があった場合は、補正予算などに計上するはずですが、令和4年度の補正予算の歳出の部分に記載はなく、令和5年度予算の債務負担行為の欄においても、「支出予定金額は0」となっています。これは「令和4年度には空調整備事業に係る事業は行わなかった」という理解でよいのでしょうか。見解に相違がある場合は、どういった理由から「0」になっているのか教えてください。

→高槻市学校空調設備更新等事業については、事業者選定の後、令和4年12月に契約を締結し、令和4年度から令和5年度は各学校に空調設備を更新・新設するための設計施工業務に取り掛かっております。令和4年度に関しては、事業自体は実施しておりますが、令和4年度中に支出を伴う業務の完了がありませんので、別添調書上の「前年度末までの支出（見込）額」が「0」となっているものです。

(2) ●●●●教諭がエアコン設置を要望していたことについて

①高槻第二中学校（二中）の●●●●●●●●●●氏が、かねてからエアコン設置の要望活動を続けている点は争いがないと承知していますが、二中の美術室にはいつエアコンを新設する予定ですか。また、数年間にわたる要望活動の中、新設に時間がかかっているのはなぜでしょうか。

→本事業については、更新及び新設の対象となる教室数が多く、事業規模が大きいことから、令和2年度から実施に向けての検討を進めてまいりました。現在進めている設計・施工についても、学校の負担を考慮しつつ、効率のかつ効果的に事業を実施しております。設置完了時期については、令和5年度末までの計画としており、第二中学校の施工についても、この期間内に終えることとなります。

②二中では2021年、2022年に美術部の活動中に熱中症で倒れた生徒がいますが、この事案に対する市の受け止めと、空調整備事業に与えた影響について教えてください。

→熱中症対策を含む本市の見解はすでに市ホームページにてお示ししておりますので、ご参照くださいようお願い申し上げます。

2 ●●●●●●●●●●教諭について

(1) ①～④及び (2) ①～③<追加分を含む>について

ご質問の件については、個人情報に関わるものもあるため、回答を控え、必要な事項については司法の場で明らかにしていきたいと考えています。